

長浜市告示第112号

長浜市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月27日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者及び未成年者の自転車用ヘルメットの着用を促進し、自転車乗車中の交通事故による被害の軽減を図るため、ヘルメットを購入する経費に対し、予算の範囲内において長浜市自転車用ヘルメット購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 満65歳以上のものをいう。
- (2) 未成年者 18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでのものをいう。
- (3) 保護者 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護するもの又は未成年者の親族で社会通念上未成年者を保護する責任があると認められるものをいう。
- (4) ヘルメット 自転車乗車中の事故の衝撃から頭部を保護することを目的とし、頭部を硬質な素材で覆うことができ、かつ、顎ひも等により頭部に固定できる器具であって、自転車乗車用に作られたもののうち、次のいずれかの認証等を受けたものをいう。ただし、中古品及び学校指定の通学用ヘルメットを除く。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ アからオまでに掲げる認証に相当する認証等を受けたマークが付与されたもので、市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ヘルメットを

使用する高齢者又は未成年者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第7条の規定による交付申請書兼請求書の提出の日において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 第7条の規定による交付申請書兼請求書の提出時において、納期限が到来している市税、介護保険料、国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料に未納がないこと。
- (3) 自転車損害賠償保険等に参加していること。
- (4) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助対象者がヘルメットの購入に要した経費とする。

（補助金額及び交付回数）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、ヘルメットを使用する者（以下「ヘルメット使用者」という。）1人につき1回限りとする。

（補助金額の端数計算）

第6条 規則第20条の3第6項第3号に規定する市長が別に定める補助金の額の端数計算方法は、補助対象経費の合計額又は補助金の確定額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した日から6か月以内に、長浜市自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収証等の写し（購入日、ヘルメットの価格及び購入店舗名が確認できるもの）。ただし、紛失等により領収書等の写しを添付できない場合は、申請書の購入店舗等証明欄に購入店舗の証明を受けることで、領収書等の写しを添付したものとみなすことができる。
- (2) 第2条第4号アからカまでのいずれかに該当する認証等を受けていることが確認できる書類（保証書、取扱説明書等）の写し又はヘルメット全体及び当該認証等をされたマークが確認できる写真
- (3) ヘルメット使用者が自転車損害賠償保険等に参加していることを証する書類。ただし、ヘルメット使用者が未成年者の場合は、申請者が自転車損害賠償保険等に参加していることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認めたもの

2 補助対象者が未成年者の場合は、保護者が申請者になるものとし、その要件については、第3条の規定を準用する。この場合において、第3条中「高齢者又は未成年者」とあるのは、「未成年者の保護者」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の規定による交付申請書兼請求書の提出があった場合であって、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、規則第7条に規定する補助金等

交付決定通知書により通知し、及び補助金を交付するものとする。

4 規則第14条第1項に規定する実績報告は、第1項の規定による交付申請書兼請求書の提出をもってなされたものとみなす。

5 規則第15条に規定する額の確定は、第3項に規定する補助金等交付決定通知書による通知をもってなされたものとみなす。

(財産処分の制限等)

第8条 補助金の交付を受けた者は、ヘルメットを購入してから2年を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して譲渡、又は交換してはならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後にヘルメットを購入したものに適用する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。